

養父市農業委員会

第28回会議録

令和4年1月25日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第28回会議録

1. 開催日時 令和4年1月25日(火曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第92号 農用地利用集積計画の承認について

議案第93号 非農地判断について

報告事項

報告① 農地法3条の規定による許可申請について

4. 出席農業委員(12名)

1番 秋山博	2番 山根達夫	3番 藤原義幸	4番 寺尾稔
5番 大谷忠雄	6番 奥藤雅行	7番 前川章	8番 谷垣重俊
9番 西谷眞一	11番 坂本秀夫	12番 西谷英樹	13番 圓山満

5. 欠席農業委員(1名)

10番 北本健一郎

6. 出席推進委員(8名)

14番 小林誠	15番 内田重雄	16番 木下計介	17番 藤原隆弘
18番 鷹野孝一	19番 安達繁	22番 上垣美由紀	23番 森脇耕助

7. 欠席推進委員(4名)

20番 栗田匡晃	21番 林田雅美	24番 井上勝雄	25番 藤原健次
----------	----------	----------	----------

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 次長 稲津 義彦 副主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹

事務局 : ただいまより第 28 回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

谷垣会長 : 今年、初めての総会ですので、本年もよろしくお願いをいたします。

今日は午前中の現地調査はありませんでしたが、今年はやっぱり、年末のときにも申し上げましたけれども、雪がたくさん降りました。聞きますと、ビニールハウスや農業倉庫、いろいろと被害が出ているようであります。海岸沿いではなしに、こちらの養父市の中でも、あまり普段雪が降らないようなところにもたくさん積もって、もう除雪をしても、なかなか捨てる場所がないというようなことで困っておられるような地区もたくさんありました。今、それぞれ被害状況等をまとめられ、また後の対策を取っていかれるというように市のほうにもお願いしているところであります。米を作っておられる方は、今年に入りましてから水色の封筒が来まして、いわゆるコロナ対策の一環として、反当たり 5,500 円、支払いをするという通知文書が来ています。今、受付をされておりますけれども、金額的には僅かではありますけれども、ああいうことも養父市独自で取り組みをされるということで、大変いいことであると思います。今後も、市のほうでそういうような形で農家の方々に支援がいただけるような施策を進めていっていただけたらなというふうに思っております。

今日は、議案等はたくさんございませんけれども、先ほどそれぞれ農地パトロールでのまとめをしていただいた非農地判定について御審議等をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

事務局 : ありがとうございます。

それでは、会議の成立について御報告をいたします。本日の出席は、農業委員 13 名中 12 名の出席です。養父市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の総会は成立をいたします。農地利用最適化推進委員さんにつきましては、8 名の出席ですので、併せて報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第 5 条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されておりますので、谷垣会長にお願いをいたします。

議長 : それでは、養父市農業委員会会議規則 16 条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、11 番の坂本農業委員と 13 番の圓山農業委員にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第 92 号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 : 1 ページを御覧ください。議案第 92 号、農用地利用集積計画の概要です。
公告は令和 4 年 2 月 1 日を予定しております。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が 20,972 平方メートル、17 筆、畑が 11,397 平方メートル、6 筆です、合計は 32,369 平方メートル、23 筆。利用権の設定を受ける戸数は 12 戸、利用権を設定する戸数は 6 戸です。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権及び賃借権です。利用権の内容別では、使用貸借権が 19 筆、29,227 平方メートル、そのうち新規が 18 筆、28,013 平方メートルです。再設定が 1 筆、1,214 平方メートル、賃貸借権が 1 筆、1,843 平方メートルで、全てが新規のものです。解除条件付賃借権が 3 筆、1,299 平方メートルとなっております。

利用権の始期につきましては公告日からで、契約別に見ますと、4 年契約が 12 筆、14,117 平方メートル、5 年契約が 1 筆、1,843 平方メートル、10 年契約が 5 筆、5,247 平方メートル、15 年契約が 5 筆、11,162 平方メートルです。

詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。番号 10 番及び 11 番が、一般法人による解除条件付の賃借権になります。以上です。

議長 : 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長 : 質疑なしと認め、議案第 92 号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長 : ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。
続きまして、議案第 93 号「非農地判断について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 : 別冊を御覧ください。議案第 93 号「非農地判断について」です。これは、農地法第 30 条に基づき農地パトロールを行っていただいた結果、山林の様相

を呈するなど農地として復元することが不可能であると判断された農地に対し、農地法第2条第1項に記載されている農地には該当しないことを農業委員会が判断するものです。

本日の議案としましては、5,332筆、1,568,805.31平方メートルについて御審議いただきたいと思えます。なお、この議案について可決され、非農地として判断された土地につきましては、農地基本台帳から削除するとともに、所有者及び関係機関へその旨を通知いたします。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

続きまして、先ほど事務局より説明がありました非農地判断について、それぞれの地域部会の意見を求めます。

初めに、八鹿地域部会をお願いいたします。

秋山農業委員。

秋山委員： それでは、失礼いたします。先ほど審議をさせていただきました。

一覧表の番号から申し上げたいと思えます。全部で10筆になります。番号が31番、32番、265番、491番、492番、493番、494番、455番、456番、457番、を一覧表からの削除するものと意見します。

議長： ただいま報告のありました10筆ですが、繰り返します。31番、32番、265番、491番、492番、493番、494番、455番、456番、457番、以上で間違いございませんか。

秋山委員： はい、間違いありません。

議長： それじゃあ、ただいま秋山農業委員のほうからございましたが、意見、質問等ございませんか。

(質 疑 な し)

議長： それでは、次に、養父地域部会の意見をお願いいたします。
3番の藤原義幸農業委員です、よろしくお願いいたします。

藤原委員： 3番の藤原です。先ほど地域の中でいろいろと検討をいたしてもらいました結果、養父地区では2件あります。2283番、ページ数44です。ちょっと前後しますが、次、ページ数15ページ、733。よろしいでしょうか。審議のほう、よろしくお願いいたします。

議 長： 繰り返します、2筆ということで、733番、2283番の2筆ということです。
質疑はございませんか。

(質 疑 な し)

議 長： それでは、続きまして、大屋地域部会の意見をお願いいたします。
4番の寺尾農業委員。

寺尾委員： 4番、寺尾稔です。大屋地区では意見はございませんでした。以上です。

議 長： 大屋地域部会では、除外するものはないということでありました。
このことについて質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認めます。
続きまして、関宮地域部会の意見をお願いいたします。
12番、西谷英樹農業委員。

西谷英委員： 12番、西谷です。関宮地域では、77ページの3963番と78ページ、3979
番、2件ありました。以上です。

議 長： 今報告がありましたように、3963番と3979番の2筆ということです。
質疑はございませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認めます。
各それぞれ4部会から意見をいただきました。
ここで暫時休憩をいたします。

(暫 時 休 憩)

議 長： 再開いたします。
議案第93号を採決いたします。本案は原案の、先ほどのそれぞれ資料から、
八鹿地域におきましては10筆、31、32、265、491、492、493、494、455、
456、457、それぞれの土地につきましては除外。それから、養父地域部会
では2筆、733、2283、以上2筆。大屋地域部会では除外なし。それから、関宮

地域部会では2筆、3963、3979の、以上2筆ということであります。

それでは、このことにつきまして、賛成される農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は除外する土地を除き、決定をいたしました。

報告事項に入ります。

報告①、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： 7ページです。報告①、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、森の土地1筆で、277平方メートルです。譲受人は神戸市北区の方で、譲渡し人は朝来市和田山町の方です。所有権を売買によって移転される予定です。空き家に附属する農地の取得制度を活用しています。申請日は12月7日、許可日が12月17日となっています。

2番、船谷の土地1筆で、1,546平方メートルです。譲受人が船谷の方で、譲渡し人が船谷の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が12月16日で、許可日が12月22日となっています。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

これで報告事項のほうは終了をいたしました。

以上で28回農業委員会総会を閉会いたします。御苦労さまでした。

11番坂本 13番圓山

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 谷 理 重 俊

署名委員 坂 本 香 夫

署名委員 圓 山 満

